

答申(個)第9号

平成21年(2009年)8月28日

札幌市長 上田文雄様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会
会長 道幸哲也

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について(答申)

平成21年5月29日付け札中央保一第2316号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

札幌市長が行った「自分の生活保護の相談記録」の個人情報開示決定処分に対する異議申立て

諮問(個)第8号

答 申

第1 審査会の結論

札幌市長(以下「諮問庁」という。)が行った生活保護の相談記録の個人情報開示決定処分(以下「原決定」という。)について、諮問庁が開示請求の対象となる個人情報を原決定のとおり特定して開示したことは妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

本件異議申立てに至る経緯は、次のとおりである。

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、平成21年3月5日付けで札幌市個人情報保護条例(平成16年条例第35号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定に基づき、実施機関である諮問庁に対し、自分が平成 年 月 日に 区に対して行った生活保護の相談に関する文書及び次回(月 日)の相談に関する文書について開示の請求(以下「本件請求」という。)をした。

2 開示決定

本件請求に対し、諮問庁は次の公文書に記録されている個人情報を対象と特定して原決定を行い、平成21年3月16日付けで異議申立人に通知した。

平成 年 月 日付け面接受付票及び 月 日付け面接記録票

3 異議申立て

異議申立人は、諮問庁が行った原決定を不服として、平成21年3月19日付けで行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき異議申立てをした。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件請求に対して諮問庁が行った原決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

平成 年 月 日に相談に行った時に手書きで書いた相談メモ等があるはずだが、開示されていない。

また、今回開示された文書においては、転居について異議申立人が相談した内容が全く削除されている。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明を要約すると、次のとおりである。

1 本件異議申立ての対象となる個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報(以下「本件情報」という。)は、次の文書

(以下「本件対象文書」という。)に記載された個人情報である。

平成 年 月 日に生活保護の相談を行った際の手書きの相談メモ等

2 本件対象文書の公文書該当性等について

本件対象文書については、生活保護の相談(申請)を受ける職員が、面接受付票又は面接記録票を作成するための備忘録として、相談内容を整理した手書きのメモを指すと考えられる。

本件対象文書は職員が単独で作成し、自己の職務遂行の便宜のためにのみ使用する文書であり、実施機関の職員が職務上作成した文書ではあるが、当該実施機関の職員が組織的に用いる文書ではないため、条例上の公文書には該当しない。したがって、本件情報は、本件請求の対象とならないものである。

また、本件対象文書については、その記載内容に基づく面接受付票又は面接記録票が完成したことにより、保存する必要がなくなったものであり、関係職員に確認したところ、既に廃棄されており、その写しについても一切保存されていない。

よって、開示した文書以外に、開示請求の対象となる個人情報が記録されている公文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する諮問庁の決定について、条例の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件異議申立てに係る開示決定の妥当性について検討する。

2 本件情報について

本件情報は、本件対象文書に記載された個人情報であると認められる。

3 本件対象文書の公文書該当性について

条例第14条第1項において、個人情報の開示請求は「公文書に記録されている自己に関する個人情報」について行うことができるとされている。

また、条例第2条第5号において、公文書とは「札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)第2条第2号に規定する公文書をいう。」とされており、札幌市情報公開条例第2条第2号本文において、公文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定められている。

ここでいう「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人段階の

ものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもの（以下「組織共用文書」という。）を意味するものである。

したがって、職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、もっぱら自己の職務遂行の便宜のためにのみ使用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）は、組織共用文書に該当しない。

生活保護の申請希望者は、申請を行う前段として保健福祉事務所（区保健福祉部）において、制度の趣旨や各種社会資源及び他法他施策の活用についての相談をすることになるが、諮問庁の相談担当職員は、相談の際に申請希望者から聴取した内容を記録した面接受付票又は面接記録票を作成している。

本件対象文書は、諮問庁の職員が面接受付票又は面接記録票を作成するために、相談中に必要な事項について書き記したものであり、諮問庁の職員が職務上作成した文書であることが認められる。

しかしながら、本件対象文書は、その用いられ方によっては組織共用文書に該当する可能性はあるものの、本件事案においては、諮問庁の職員が自己の記憶を明確にするために書き留めた備忘録であり、面接受付票又は面接記録票が完成したことにより廃棄されている。よって、当該職員が単独で作成し、自己の職務遂行の便宜のためにのみ使用する文書であって、諮問庁の職員が組織的に用いる文書には該当しない。

以上より、本件対象文書は公文書に該当するとは認められない。

4 結論

よって、本件情報は公文書に記録されている個人情報ではないため、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

次表のとおり

年 月 日	審 査 経 過
平成21年 6 月 1 日	諮問書及び諮問庁の個人情報開示理由説明書を受理
平成21年 7 月23日 (第75回審査会)	審議 (事案の経過・概要等)
平成21年 7 月31日 (第76回審査会)	異議申立人及び諮問庁からの意見聴取
平成21年 8 月18日 (第77回審査会)	審議
平成21年 8 月28日	答申